

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条に規定する評議員の報酬等及び第24条に規定する役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員等の報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|----|-----|
| (1) 会 長 | 月額 | 8万円 |
| (2) 顧問、参与 | 月額 | 5万円 |
| (3) 理事、監事及び評議員 | 1回 | 5千円 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 1回 | 5千円 |

2 会長及び参与の報酬は、その職についた当月から支給する。

3 会長及び参与が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。但し、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が本会の招集に応じ、若しくは用務のため出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、次に定める。

- (1) 出 張
職員旅費規程に準ずるものとする。
- (2) 理事会及び評議員会等の交通費
職員旅費規程に準ずるものとする。

(報酬及び費用弁償の支払)

第4条 第2条で定める報酬及び第3条で定める費用弁償（以下「役員報酬等」という。）の計算期間は、当月の1日から末日までとし、支給日は翌月21日とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日に支給する。

2 役員報酬等は、その全額を本人の希望する金融機関の本人名義の指定口座へ振り込みにて支給する。

3 所得税等の法令に基づくものは、あらかじめ控除して支払う。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成17年11月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し平成21年10月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年7月7日に定め、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。